

自営業者などを被扶養者として認定する場合の直接的必要経費一覧

社会通念上、自営業者（個人事業主）の方においては経済的に独立した存在であり、事業の売り上げや必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方で、国の社会保険の制度上、一般的に国民健康保険に加入することとなっている。

健康保険における自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額』となっており、「直接的必要経費」とは原材料費など、その費用なしでは事業が成り立たない経費に限られ、税法上の経費とは異なる。

「確定申告書」及び経費の内訳が確認できる「決算書」又は「収支内訳表」の写を提出し、健康保険組合で下記に基づき判断する。

「○」…直接的必要経費として認める経費

「△」…条件付きで直接的必要経費として認める経費

「×」…直接的必要経費として認めない経費

※下記一覧表にない科目の経費については「雑費」と同様に取り扱う。

【一般所得用】

科目	可否								
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	△
給料賃金	×	地代家賃	△	水道光熱費	△	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工賃	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	×
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	△	修繕費	△		

※地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費及び消耗品費は、住居と事業所所在地が別で事業用として明確な場合は経費として認めます。同一の場合は認めない。

【農業所得用】

科目	可否	科目	可否	科目	可否	科目	可否	科目	可否
雇人費	×	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	△	荷造運賃手数料	×
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	△	土地改良費	○
貸倒金	×	素苗費	○	農業・衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	×

※修繕費及び動力光熱費は、住居と事業所所在地が別で事業用として明確な場合は経費として認める。同一の場合は認めない。

【不動産所得用】

認められる経費はない。